

令和 8 年

監督処分庁：静岡県

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社野村商店		代表者氏名	代表取締役 野村 勝也
主たる営業所の所在地	静岡県伊東市和田一丁目9番16号			
許可番号	静岡県知事許可 第32145号	許可を受けている建設業の種類	土、建、大、左、と、石、屋、タ、 般-04 鋼、筋、舗、しゅ、板、ガ、塗、防、 内、絶、具、水、解	

2. 処分に関する事項

処 分 年 月 日	令和8年8月18日	処分を行った者	静岡県知事
根 拠 法 令	建設業法第28条第1項本文		
処 分 の 内 容	建設業法第28条第1項の規定に基づく指示 1 今回の違反行為の再発を防止するため、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修計画を作成し、役職員に対し継続的に研修を行うこと。 2 上記1(1)から(2)までについて講じた措置(上記1に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。)を令和8年9月1日(火)までに文書により報告すること。		
処 分 の 原 因 とな っ た 事 実	建設業法違反		
株式会社野村商店は、平成30年に伊東市で実施した、民間住宅改装工事に関して、建設業法第19条第2項の規定に違反して契約内容の変更に係る書面を作成しなかった。 このことは、同法第28条第1項に該当するものと認められる。			
そ の 他 参 考 と な る 事 項	同日付で営業停止処分も併せて実施		